

真室川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	8,861	5,430,503	59,041	954,299	17.6%	16.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	105	407,675	49,391	147,072	604,138	5,754	5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

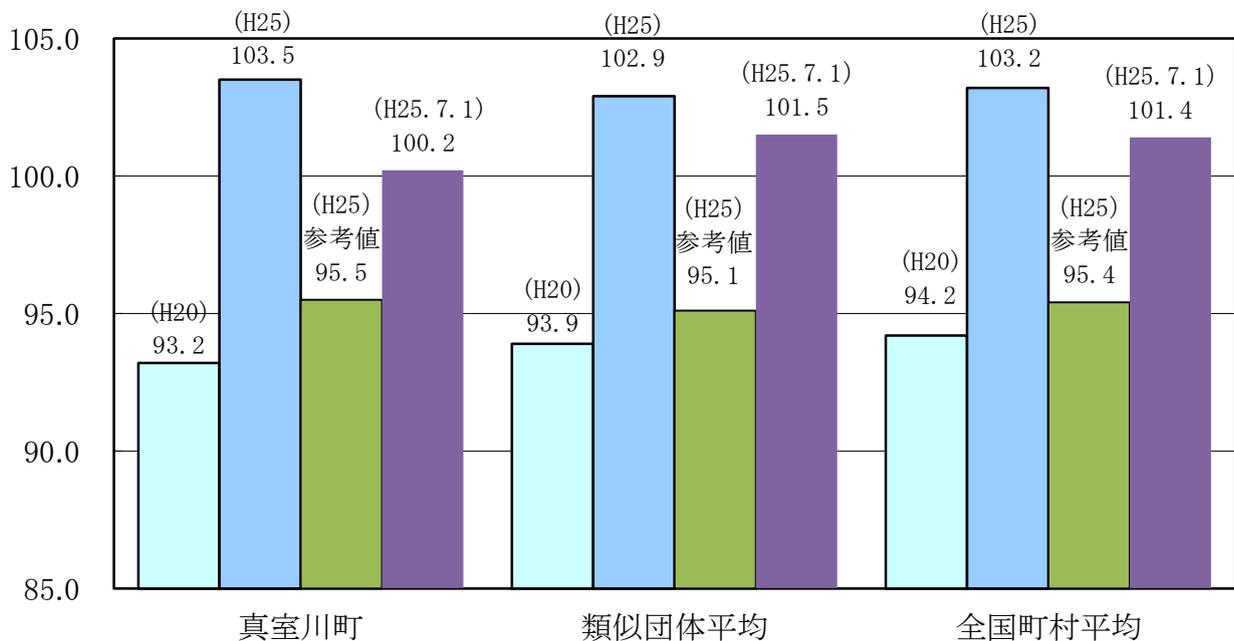
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 職務の級等に応じて給料の2.1%～3.1%を減額【ラスパイレ指数:H25.4.1/103.5、国の給与減額措置がないものとした参考値/95.5、H25.7.1町減額開始時点/100.2】	
(手当) 時間外勤務手当(休日勤務手当、夜間勤務手当を含む)を減額後の給料月額を算定の基礎として計算	

- (その他)
・特になし

(4) ラスパイレ指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B	勧告 (改定率) %		
—	—	—	—	—	—	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B	勧告 (改定月数) 月		
—	—	—	—	—	—	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
真室川町	42.6 歳	317,786 円	363,838 円	341,498 円
山形県	44.2 歳	347,700 円	429,300 円	374,500 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

- (注) 1 「平均給与月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
真室川町	49.3 歳	27 人	337,100 円	355,834 円	352,120 円	—	—	—	—
うち業務員	46.1 歳	10 人	317,900 円	335,460 円	335,305 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.65
うち調理員	49.6 歳	13 人	340,900 円	353,336 円	349,458 円	調理士	42.2 歳	211,800 円	1.67
うち自動車運転手	56.7 歳	4 人	372,600 円	407,700 円	400,417 円	自動車運転手	52.4 歳	247,800 円	1.65
山形県	45.6 歳	538 人	331,000 円	369,600 円	351,400 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	— 円	309,534 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	5 人	302,572 円	324,788 円	317,075 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
真室川町	—	—	—
うち業務員	5,658,614 円	2,809,400 円	2.01
うち調理員	5,727,372 円	2,879,600 円	1.99
うち自動車運転手	6,186,230 円	3,512,800 円	1.76

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22、23、24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		真室川町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	総合職 172,557 (181,200) 円 一般職 163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
	技能労務職	高校卒	135,600 円	135,600 円
	中学卒	121,900 円	125,400 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成25年4月1日現在)

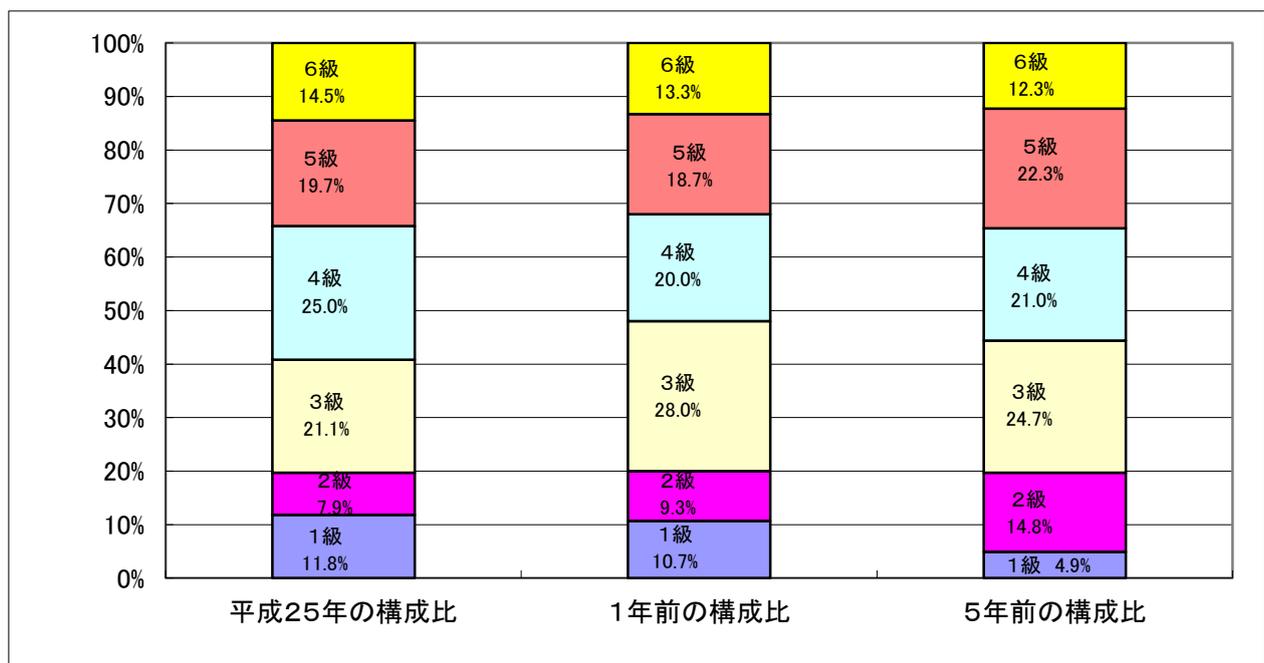
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	243,100 円	281,000 円	334,600 円	365,100 円
	高校卒	— 円	250,400 円	288,400 円	348,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	218,300 円	263,900 円	302,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主事、技師	9 人	11.8 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事、技師	6 人	7.9 %	185,800 円	309,200 円
3 級	主任、主任技師	16 人	21.1 %	222,900 円	356,400 円
4 級	主査	19 人	25.0 %	261,900 円	390,100 円
5 級	課長補佐	15 人	19.7 %	289,200 円	402,500 円
6 級	課長	11 人	14.5 %	320,600 円	424,600 円

- (注) 1 真室川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度導入途中で、人事評価は昇給に反映させていない。
 毎年1月1日現在において、所属長からの報告により各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。
 勤務実績に著しい不良(懲戒処分等)があった場合や顕著な功績があった場合は、所属長からの報告により町長が判断して、昇給を抑制又は特別に昇給させる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

真室川町	山形県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,376 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,531 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>基準日(6月1日、12月1日)前6ヶ月間において、懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。</p>
--

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

真室川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (勸奨退職時特別昇給 50歳以上かつ勤続20年以上 4号)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算		
1人当たり平均支給額 24,554 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

制度はありません

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

制度はありません

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	18,884 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	166 千円
支給実績(23年度決算)	8,943 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	93 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 (いずれも月額)	同じ		12,930 千円	235,091 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(27,000円/月限度)	同じ		1,096 千円	274,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円~28,300円)(月額)	異なる	【国の制度】 ・交通用具利用13区分 2,000円~24,500円	6,831 千円	92,316 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(23,000円)+加算(8区分:6,000円~45,000円) (月額)	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 常直 21,000円/月	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するため、設けられている手当 ・世帯主、扶養親族のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同じ		7,031 千円	65,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額32,000円/月	異なる	【国の制度】 給料表別、職務の級別、区分に定められた定額を支給	3,550 千円	394,437 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・4,000円(6h以上6,000円)/回	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	・休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) 1時間あたりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同じ		0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間あたりの給料単価の25%×時間数	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 55,000円～410,900円/月	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	656,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 807,500 円 / 363,200 円	
	副 町 長	546,000 円 (— 円)	670,100 円 / 365,000 円	
	収 入 役	(— 円) (— 円)	円 / 円	
報 酬	議 長	316,000 円 (— 円)	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	253,000 円 (— 円)	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	233,000 円 (— 円)	263,000 円 / 135,800 円	
期 末 手 当	市区町村長	(24年度支給割合)		
	副 町 長	2.90	月分	
	収 入 役	(加算措置) 40%		
退 職 手 当	議 長	(24年度支給割合)		
	副 議 長	2.90	月分	
	議 員	(加算措置) 40%		
備 考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	656,000円×在職月数×0.567＝	17,853,696 円	任期毎
	備 考	546,000円×在職月数×0.331＝	8,674,848 円	任期毎
		※副町長 平成18年1月より不在		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

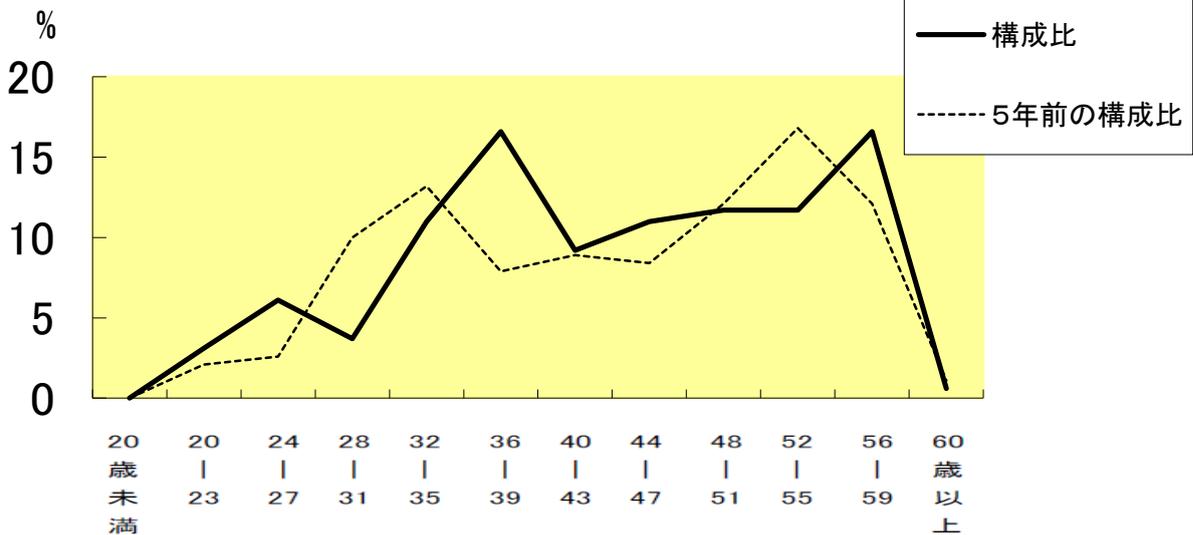
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務の充実による増 事務の統廃合・縮小
		総務	23	24	1	
		税務	8	7	△1	
		労働	0	0	0	
		民生	17	17	0	
		衛生	5	5	0	
		農林水産	10	10	0	
		商工土木	3	3	0	
	計	75	75	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.42 人)	
	教育部門	31	32	1	事務の充実による増	
消防部門	0	0	-			
小計	106	107	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 149.73 人)		
公営企業等部門	病院	45	45	0		
	水道	4	4	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	8	8	0		
小計	58	58	0			
合計	164	165	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 186.21 人		
	[220]	[220]	[-]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	5 人	10 人	6 人	18 人	27 人	15 人	18 人	19 人	19 人	27 人	1 人	165 人

(3)職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

部 門	年 度						過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
一般行政	91	84	81	76	75	75	△16人 (△17.6%)
教育	32	35	33	32	31	32	- (-)
消防	0	0	0	0	0	0	- (-)
普通会計計	123	119	114	108	106	107	△16人 (△17.6%)
公営企業会計	58	59	59	58	58	58	- (-)
総合計	181	178	173	166	164	165	△16人 (△17.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
24年度	267,800	29	21,508	8.0	8.3

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	4	13,404	3,084	5,020	21,508	5,377

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円
6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組 実施	減額実施期間
	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 職務の級等に応じて給料の2.1%～3.1%を減額	
(手当) 時間外勤務手当(休日勤務手当、夜間勤務手当を含む)を減額後の給料月額を算定の基礎として計算	

(その他)

特にありません

② 職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月額
真室川町	40.8	324,600 円	448,083 円
団体平均	45.2	353,532 円	520,694 円
事業者	—		円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

真室川町(水道事業)	真室川町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(24年度) 1,255 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,376 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

真室川町(水道事業)			真室川町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (勸奨退職時特別昇給 50歳以上かつ勤続20年以上 4号)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (勸奨退職時特別昇給 50歳以上かつ勤続20年以上 4号)		
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	24,554 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

制度はありません

エ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

制度はありません

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	1,507 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	377 千円
支給実績(23年度決算)	801 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	200 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 (いずれも月額)	同じ		462 千円	230,750 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度)	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇所当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円～28,300円) (月額)	同じ		142 千円	47,167 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(23,000円)+加算(8区分:6,000円～45,000円) (月額)	同じ		0 千円	円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 常直 21,000円/月	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するため、設けられている手当 ・世帯主、扶養親族のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同じ		252 千円	62,900 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額32,000円/月	同じ		0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・4,000円(6h以上6,000円)/回	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	・休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) 1時間あたりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間あたりの給料単価の25%×時間数	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 55,000円～410,900円/月	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,059,088	1,048	321,124	30.3	31.4

区分	職員数	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/ 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
24年度	45 人	186,232 千円	69,586 千円	65,306 千円	321,124 千円	7,136 千円

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,747

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組 実施	減額実施期間
	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 職務の級等に応じて給料の2.1%～3.1%を減額	
(手当) 時間外勤務手当(休日勤務手当、夜間勤務手当を含む)を減額後の給料月額を算定の基礎として計算	

(その他)

特にありません

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
真室川町	医師	54.0	586,927 円	1,930,194 円
	看護師	41.9	316,340 円	495,483 円
	技術等	42.6	316,578 円	481,406 円
	事務職	49.5	386,750 円	570,800 円
団体平均	医師	44.2	565,922 円	1,380,847 円
	看護師	38.5	286,732 円	451,166 円
	事務職	43.5	332,456 円	504,201 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

真室川町(病院事業)		真室川町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,451 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,376 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

真室川町(病院事業)			真室川町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (勸奨退職時特別昇給 50歳以上かつ勤続20年以上 4号)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (勸奨退職時特別昇給 50歳以上かつ勤続20年以上 4号)		
1人当たり平均支給額 24,910 千円			1人当たり平均支給額 24,554 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		2,157 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		718,977 千円	
支給対象地域	支給率		国の制度(支給率)
医師	15%	3 人	15 %

エ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		24,799 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		799,968 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		68.9 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	医師	医師の医療研究	80万円以内
出張診療手当 □	医師	直営診療所等の診療業務	診療1回3,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師等が従事する深夜看護業務	深夜1回 3,200円 準夜1回 2,800円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	10,396 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	274 千円
支給実績(23年度決算)	9,306 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	259 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(いずれも月額)	同じ		4,224 千円	183,652 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度)	同じ		324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円~28,300円)(月額)	同じ		2,745 千円	91,490 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(23,000円)+加算(8区分:6,000円~45,000円)(月額)	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 常直 21,000円/月	同じ		6,250 千円	2,083,333 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するため、設けられている手当 ・世帯主、扶養親族のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同じ		2,957 千円	65,689 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額 4区分 32,000円～120,000円/月	異なる	医師 3区分 70,000円 ～120,000円	3,136 千円	627,240 円
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・4,000円(6h以上6,000円)/回	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	・休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) 1時間あたりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間あたりの給料単価の25%×時間数	同じ		3,707 千円	132,408 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 55,000円～410,900円/月	同じ		11,048 千円	3,682,800 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円